

⑤被害範囲を減らす二線堤等の整備

## 浸水エリアを限定するための二線堤等の整備や保全等【令和2年度より税制創設】

- 二線堤は、市町村等が独自に整備しているほか、国としては、総合流域防災事業（洪水氾濫域減災対策事業）等により支援してきたところであり、引き続き、本事業等により整備を支援していく。  
※総合流域防災事業による交付には、氾濫を許容することとする区域において、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること等が条件
- また、既存の二線堤等を保全するために浸水被害軽減地区に指定された土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を令和2年度より実施予定（閣議決定済み）。

### 二線堤とは

- 本堤（河川堤防）背後の堤内地に築造される堤防。
- 二線堤等の盛土構造物を整備又は保全することにより、本堤が破堤して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。

### 本堤（河川堤防）



### 二線堤の整備事例

#### 肱川水系肱川・矢落川（愛媛県大洲市）

- ・上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤（市道）を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- ・本堤と二線堤の中で約60万m<sup>3</sup>を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遅らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



### 浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

#### <固定資産税等の減免制度を創設>

- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。



#### <浸水被害軽減地区の概要>

##### 水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

##### 形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

##### 助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないとき水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第3回 資料3 P66 より

### 治水対策の取組状況

## 土地利用と一体となった治水対策（霞堤、水防災事業）

- 上下流バランスの観点から早期の治水対策が困難な地域においては、早期の安全度の向上を図るため、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の整備、宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた水防災対策を実施。
- 北川では、台風16号により浸水被害が発生するも、河道掘削・宅地嵩上などの事業効果により家屋浸水被害が大幅に低減。

### ○主な浸水被害の実績表

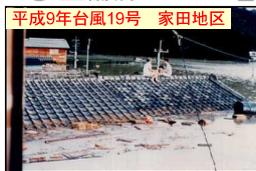
年月日	要因	流量 (m <sup>3</sup> /s)	浸水面積 (ha)	家屋等被害 (戸)
H9.9	台風19号	約5,000	368	648
H16.10	台風23号	約4,900	350	198
H28.9	台風16号	約4,300	約340	24

※観測地点は、H9,H16：熊田観測所、H28：長井観測所。

激特事業（H9～H16）による水位低減効果

水防災事業（H16～）による宅地嵩上効果

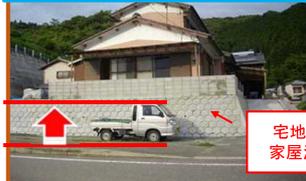
### ●整備前



### ●整備後

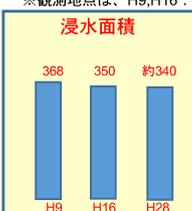


### 土地利用一体型水防災事業の内容

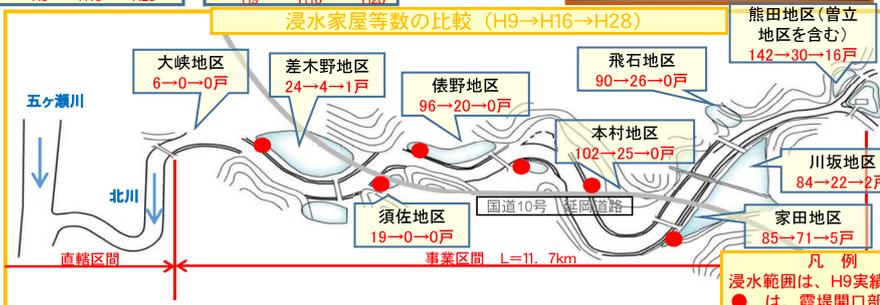


宅地嵩上げにより家屋浸水低減効果

霞堤からの流水により浸水しているが宅地嵩上げにより家屋浸水は大幅に低減！  
宅地嵩上げた家屋は浸水ゼロ！！  
霞堤からの流入による浸水は1日で解消！！



### 浸水家屋等数の比較（H9→H16→H28）



宅地嵩上げ箇所は家屋浸水は今回無し！

平成28年度の数値は速報値のため、今後の調査で修正となることがあります。

出典：気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 第1回 資料3 P19 より

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

※都市機能誘導区域の面積の市街化区域等の面積に占める割合が50%以上の場合は国費率を45%に引き下げ。

国費率:1/2(都市機能誘導区域内)※、45%(都市機能誘導区域外)

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される以下の事業

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

＜民間事業者等＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を国の支援額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区等

ただし、以下の市町村を除く※1。

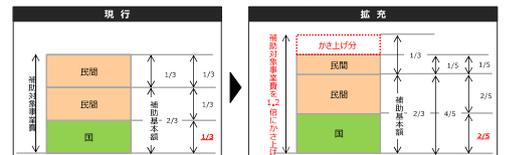
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

【災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転促進】

○防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づき、民間による「災害弱者施設(病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等)」の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該事業の誘導整備にかかる補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。

＜補助対象事業費かさ上げのイメージ(民間直接補助の場合)＞



出典:「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回資料3-2 P25より

防災集団移転促進事業

背景・目的

- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に**適当でない**と認められる区域内にある住居の**集団的移転**を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助。
- 近年、**激甚化・頻発化する自然災害に対応するため**、堤防整備等のハード整備のみならず、**災害ハザードエリアからの事前の移転も重要**
- 一方で、**人口減少に伴う集落の小規模化**や、事前移転のための**合意形成の困難さ**等の課題
- 集団移転に対して、**より小規模な移転を対象**とすることにより、事業を使いやすくし、**災害が発生する前の集団移転を促進**

【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域の設定

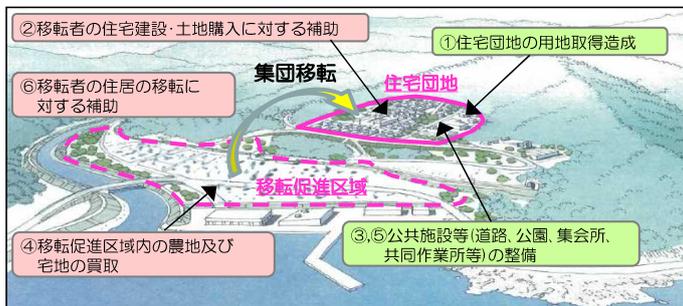
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域  
※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定めることが必要

住宅団地の規模

10戸以上(かつ移転しようとする住居の数の半数以上)であることが必要  
ただし、**浸水想定区域・土砂/津波/火山災害計画区域(地域)であって、堤防等の治水施設整備が不十分な場合は、5戸以上**(事前移転の促進)

国庫補助の対象となる経費(補助率3/4)

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用  
(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費  
(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用  
(**やむを得ない場合を除き**、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限り)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費(引越越し費用等)に対する補助に要する経費
- ⑦ **事業計画等の策定に必要な経費(補助率1/2)**



防災集団移転促進事業の効果事例(青森県黒石市)

- S50.8: 集中豪雨により川沿いの集落が被災
- 被災を契機に、近隣の高台に集団移転(27戸が移転)
- S52.8: 集中豪雨により再び氾濫  
従前地は浸水したものの、移転団地は被害なし



集団移転により浸水被害を防止

出典:「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回資料3-2 P26より

# コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）

○ 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への**居住機能の移転促進に向けた調査への支援**を追加。

<p><b>■ 計画策定の支援</b></p> <p>対象計画：①立地適正化計画 ②P R E 活用計画 ③広域的な立地適正化の方針 ④低炭素まちづくり計画</p>	<p>補助対象者(直接補助:1/2、上限550万円まで定額*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方公共団体 (①～④)</li> <li>▶ 市町村都市再生協議会 (①のみ)</li> <li>▶ P R E 活用協議会 (②のみ)</li> <li>▶ 鉄道沿線まちづくり協議会 (③のみ)</li> </ul> <p>※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ</p>
<p><b>■ コーディネート支援</b></p> <p>専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画策定に向けた合意形成</li> <li>- 計画に基づく各種施策の推進のための合意形成</li> </ul>	<p>補助対象者(直接補助:1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方公共団体</li> <li>▶ 民間事業者等</li> </ul> <p>補助対象者(間接補助:1/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間事業者等</li> </ul>
<p><b>■ 誘導施設等の移転促進の支援</b></p> <p>誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 医療施設、社会福祉施設等(延床面積1,000㎡、500㎡以上*)</li> <li>- 商業施設(上記と一体的に立地するもの)</li> </ul> <p>※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ</p>	<p>補助対象者(直接補助:1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方公共団体</li> <li>▶ 民間事業者等</li> </ul> <p>補助対象者(間接補助:1/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間事業者等</li> </ul>
<p><b>■ 建築物跡地等の適正管理支援</b></p> <p>立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 跡地等の適正管理に係る方策を検討するための調査</li> <li>- 跡地等管理協定を締結した建築物跡地等の管理のための 専門家派遣及び管理上必要な敷地整備</li> </ul>	<p>補助対象者(直接補助:1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方公共団体</li> <li>▶ 民間事業者等</li> </ul> <p>補助対象者(間接補助:1/3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 民間事業者等</li> </ul>
<p><b>■ 居住機能の移転促進に向けた調査支援</b> <span style="color:red">R2拡充</span></p> <p>防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への<b>居住機能の移転促進に向けた調査を支援</b></p>	<p>補助対象者(直接補助:1/2*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方公共団体</li> </ul> <p>※上限500万円</p>

## コンパクトシティ形成支援事業の概要



- (調査内容の具体例)**
- 集落における移転の意向
  - 望まれる移転先の場所
  - 集落に住む居住者の属性、親族関係、及び親族の意向
  - 移転先に望まれる施設や機能
  - 移転に必要な費用の算定希望額
  - 移転後の跡地の処理方法
  - 必要な相談体制
  - 移転先における居住体験と評価
  - 移転計画のモデル的な実施

出典：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回 資料3-2 P27 より

# 防災性能の向上等に対応した市街地再開発事業等の促進

令和元年10月の台風19号の発生等に伴い、洪水等による災害が多発したことを踏まえ、災害に対し脆弱な地域等において、浸水対策を総合的に実施（止水板の設置、非常用発電設備の設置、雨水貯留槽の設置、一時避難施設等の設置等）し、マンション等の浸水被害の防止に資する市街地再開発事業等を推進し、都市の防災対策を推進する。

<p><b>市街地再開発事業（交付金）</b></p> <p>浸水想定区域を含む地区において、市街地再開発事業で整備する公共施設建築物において、浸水対策を推進</p> <p>○大船駅北第二地区（神奈川県横浜市）</p> <p>横浜市栄区 洪水ハザードマップ</p>	<p><b>整備イメージ</b></p> <p>雨水貯留浸透施設のイメージ</p> <p>非常用発電設備のイメージ</p> <p>止水板のイメージ</p>	<p><b>防災・省エネまちづくり緊急促進事業（補助金）</b></p> <p>防災性能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等の緊急的な促進</p> <p><span style="color:red">R2 拡充事項として、「雨水貯留浸透施設の整備」を選択要件（防災対策）に追加</span></p> <p>○南小岩六丁目地区（東京都江戸川区）</p> <p>江戸川氾濫時 浸水マップ</p>
--	---	---

出典：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第1回 資料3-2 P28 より